

平成26年度 第2回 横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会 会議録

- 1 日 時 平成26年 6月16日（月） 14時～16時
- 2 場 所 文化観光局会議室
- 3 出席者 上杉 幸雄 委員、垣内 恵美子 委員、西田 由紀子 委員、藤崎 晴彦 委員
- 4 欠席者 無し
- 5 傍聴者 無し

6 議事内容

議題	(1) 第2期指定管理者平成25年度業務評価について
委員意見等	<p>1 開会</p> <p>(1) 定足数の確認 委員数4名のうち4名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</p> <p>(2) 本委員会の公開・非公開について 〈審議結果〉 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条及び横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会運営要綱 第9条に基づき、公開とした。</p> <p>2 質疑</p> <p>事務局からPCDAサイクル、留意事項についての補足説明を行い、委員にモニタリング等の資料を提示した。</p> <p>また、指定管理者から自己評価について、事務局から行政評価についてそれぞれ説明のうえ、質疑を行った。</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・利用状況や収支構造について動向の変化があったか、情報管理上の事故があったかについて聞きたい。 <p>(横浜市芸能センター)</p> <ul style="list-style-type: none">・利用率についてはほぼ横ばいだが、その中でも小ホール等の利用内容を工夫するなど、少しでも利用の幅を広げる取り組みを行ってきた。収支については、平成21・22年度あたりをピークに入場料収入が落ち込んでいる。支出削減の努力は行っているが赤字が続いている状況。情報管理上の事故等は発生していない。

(委員)

- ・芸術文化教育プラットフォームの取組みについて、実施1校となった理由は何か。

(横浜市芸能センター)

- ・プラットフォーム側でのマッチングにより、結果的に1校となった。実施校が増やせるよう、学校への働きかけを継続していく。

3 評価の審議

〈審議結果〉

- (1) 事業目標については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

企画公演や常打ち公演の充実ぶり、アウトリーチや地域と連携したプロモーション活動などが評価され、若手育成については公立施設の重要な役割であるとの意見が出された。

- (2) 運営目標については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

WEBサイトの活用が評価される一方で、貸館利用率が目標に届かない点が課題との意見が出された。

- (3) 維持管理目標については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

サービス介助士の資格者の配置、AEDの研修体制、高齢者や体の不自由な方へのきめ細かい対応が評価された。

- (4) 収支については、各委員の評価はそれぞれCであり、委員会としての外部評価はCとした。

収支改善への取組みは行われているものの、マイナス収支であることが課題とされた。

- (5) PCDAサイクルについては、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

日報・月報の作成、毎月のモニタリングなどによりPCDAサイクルが実現できていると評価された。

- (6) 留意事項については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

個人情報などの研修体制、情報公開その他必要な取組みが十分行われていると評価された。

以上を受けて、基本方針については各委員Bであり、委員会としての外部評価はBとした。

事業面、運営面で、企画公演での充実した取組みや若手育成、観客ニーズ把握や地域と連携したプロモーションなどの取組みを評価したうえで、利用率や収支での課題はあるものの、施設の特性を踏まえた積極的な取組みが十分行われている。今後一層の新規顧客開拓などの取組みに期待したい、との総括がなされた。

平成 25 年 6 月 1 6 日

横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）指定管理者選定評価委員会
（平成 25 年度業務評価 第 2 回）

次 第

1 開会

「横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）指定管理者選定評価委員会運営要綱」の説明

ア 定足数の確認について

イ 委員会の公開・非公開について

2 質疑

3 評価の審議

【裏面へ続く】

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- 2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- 3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（平 23 条例 50・一部改正）